

## 消費税増税に対して

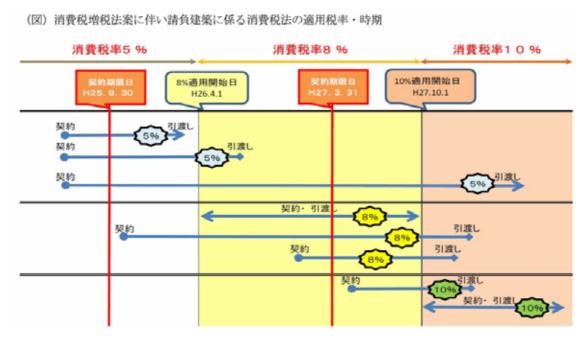
今年の 3 月に、ある住宅メーカーさんからの依頼で賃貸住宅を建てる方向けのセミナーを行ったときのこと。

「最近、うちの会社への電話問合せが増えていて、いつもの3倍くらい相談があります。」 また、4 月金融機関とのローン打ち合わせの際、「玉木さん、最近自宅やアパートの建替え の相談がとても増えてます」という話もありました。

私の仕事でも、建替え相談や特に相続税の増税に対する相談が、この春から目に見えて増 えてきています。

特に相続税に関しては、それを払っている人たちが 3 大都市圏 (東京・名古屋・大阪)に 多く、自民党の石原議員は「相続税は、一種の都民税だ」との発言もありました。

そこで昨年 9 月の瓦版にも載せましたが、あらためて「建築契約に際しての消費税増税スケジュール」(予定)は以下の通りです。



景気条項はついていますが、今年9月までに建築契約を結んでいれば、消費税は5%のままです。古くなって地震に対して不安が残るアパートをお持ちのオーナー様も、増税前の早めの建替え計画検討をおすすめいたします。

〒104-0061 中央区銀座1-20-5 パレステュディオ銀座8階 独立系FP事務所 gmc グローバル・マネー・コンシェルジュ TEL&FAX 03(3566)9010